

三田市総合福祉保健センター

ギャラリー・ロビー利用ルール

当センターのギャラリー・ロビースペースご利用にあたっては、センター来館者や貸館利用団体の方へも気持ちよくご利用いただくために、下記のルールに従い利用してください。

1. 申請書は使用日の1年前から1週間前までに提出してください。
先着順で受け付けます。 ※電話での受け付けはできません。
2. 展示物については、ギャラリー・ロビー使用申請書裏面の「展示物等配置予定図」をもとに当職員が確認を行います。場合によっては、場所の調整をお願いすることがあります。
3. 団体利用のみ（個人利用不可）で、販売行為は別途申請が必要です。
4. 展示中の破損や持込備品の紛失等について、センターは責任を負いません。
5. 多目的ホール前部分は、壁面利用のみ（机や物品等の床面設置は不可）となります。
※多目的ホール同時使用の場合は、机や物品等の床面配置が可能です。
※ギャラリー使用期間中であっても、ホール利用団体が受付や展示等を行う場合、ホール利用団体が優先となり必要に応じて、調整をお願いする場合があります。
6. センターより貸出すパネル・ポール・フック・ワイヤー等は必ずご返却ください。
7. 壁面は養生テープのみ使用可能です。
※ガムテープ・押しピン等を使う場合は、展示用パネルを使用してください。
8. センター利用者（視覚障害者や車いす使用者等）への配慮ある設置をお願いします。
9. 窓口での問い合わせ対応のため、展示に関する広報チラシ等を作成される場合はご提供ください。
10. 中止及び変更になった場合は早急にご連絡ください。

